質問及び意見

質問者：　　石田　道哉　委員

資料３　論点ごとの「市条例対応の方向性」に対する質問及び意見

（質問）

４１頁の市条例対応の方向性について

〈規定できない理由〉の中に「改正法の規律以上の条件をもって目的外利用・外部提供を認める旨の規定は、同法以上の制限と解される・・・改正法の趣旨から許容されないと解される」と記載されているが、個人情報の保護をより強固なものとする観点からは、目的外利用・外部提供のハードルをあげることも可能ではないか。（法律上は、目的外利用・外部提供は例外として規定しているため）

（個人の利益・権利を条例により法律以上に制限するというものでなく、行政に対する制約なのではないか。）

【回答】

この度の法改正は、地方公共団体の個人情報保護制度について法の規律を適用して解釈を個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みを確立するということが趣旨となっております。

国の個人情報保護委員会の資料においても、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与える事項であって、条例で定めることが許容されない事例として

・目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定

・要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定

・オンライン結合に特別の制限を設ける規定　等

を挙げております。

上記のような制限は、法の規律と一元化という趣旨に反するものとの見解を示しています。

また、法律と重複する内容の規定や法律を上回る規定は出来ないとされております。

このようなことから、目的外利用・外部提供を制限する規定を独自に条例に規定することは難しいと考えております。

質問者：小宮山 哲夫　　委員

■ 資料３　論点ごとの「市条例対応の方向性」に対する質問

〈久喜市の条例整備の方針〉

（質問１）久喜市個人情報保護法施行条例（案）は、それぞれの地方自治体単位であっても、何故調整せず、横並びでないかを問う（資料３　１ページ）

【回答】

資料３で提示している条例の規定内容については、個人情報保護委員会が示した条文イメージや、埼玉県をはじめ、県東部１２市を中心とした近隣市の状況を確認及び参考にしたうえで、条例案を策定しています。

なお、他自治体においても、同条文イメージを参考に作成していることが想定されますことから、それほど大きな差異はないと考えています。

１　久喜市の「必要最小限の独自の保護措置」の有・無の確認

※回答に当たって、存する場合は独自の保護措置項目を箇条書きした一覧表資料の提出を求める

【回答】

改正個人情報保護法において、条例で定めることが許容されている事項が独自の保護措置であるため、個人情報保護法施行条例骨子の第３条を除く、第１条から７条は独自の保護措置と考えています。

２　近隣自治体及び県下の同規模市（人口 14 万人以上）で横並びとした場合の問題点は何か

【回答】

条例案については、個人情報保護委員会が示した条文イメージを参考に規定していることから、他自治体と比較して大きな問題点はないと考えています。

３　条例議決後に個人情報保護委員会に提出し、指摘事項等があった場合の対応

【回答】

議決後に指摘を受けることがないよう、条例案の議会上程の前に、個人情報保護委員会に確認することを予定しています。

【論点①】本人開示等請求に係る手数料の設定

（質問２）実費費用金額の枚当たりは少額であっても、適正額を問う（資料３　3～5 ページ）

１　積算方法の明確化（透明性）

①国が示す実費（人件費、物件費、電算費）は、久喜市の「手数料の算定について（注１）」で、手数料に配賦か

（注１）「久喜市使用料及び手数料の見直し方針」令和 3 年 8 月改訂　財政部　財政課

【回答】
　条例案では、手数料は無料としています。手数料の調整については「久喜市使用料及び手数料の見直し方針」において県内の自治体が概ね無料とする規定するとの予定とのことであるため、自治体間で著しい差が生じないようにしました。ただし、実費分として、細則（規則）で規定する予定ですが、今回新設する **CD-R** 及び **DVD-R** の額については、他市の例や当該消耗品の金額により算出しています。

②実費費用金額を精緻な原価計算に基づき算出した場合の積算過程の資料提出を求める

【回答】　**CD-R** 及び **DVD-R** の購入額及び近隣自治体との均衡を配慮し設定しています。
CD-R：２，５０８円÷５０枚≒５０円
DVD-R：１，４９６円÷１０枚≒１５０円

２　もっと柔軟な対応が必要

①電子マネー払いと値引き・・・電子立国に資し、貨幣扱いの煩わしさ解消

例）公共運賃の電子値引き

【回答】
本市の一部を除き、支払い形態が、電子マネーは対応をしていないため、個人情報保護制度のみで対応はできないと考えております。

②従量制（利用枚数による段階的値引き）導入　Q5-7-1 後半参照

【回答】
値引きについては、受益者負担の観点からなじまないと考えています。

３　実費費用額の固定据え置きの是非

激変緩和措置及び３年目途の見直し措置の導入

【回答】
昨今の物価状況を踏まえると激変緩和措置等の検討は必要と考えますが、適宜、状況を見極めながら判断してきたいと考えています。

４　以上（上記１～３）を踏まえ

①近隣自治体等との均衡に配慮

近隣自治体及び県下の同規模市（人口 14 万人以上）との金額の対比

※　回答に当たっては、改正個人情報保護法における各市町の実費費用一覧表の資料提出を求める

【回答】
別紙１のとおり
同規模の団体確認。（戸田市、入間市、朝霞市、三郷市、狭山市、新座市、深谷市）
東部団体金額確認。

②歳入に影響　→　財政課、企画政策課とのすり合わせた内容

【回答】
財政課、企画政策課との調整は不要のため、該当はありません。

【論点⑥】個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問

（質問３）久喜市個人情報保護法施行条例（案）第 7 条（運営審議会への諮問）を問う
（資料３　26～29 ページ）

１　久喜市個人情報保護法施行条例（案）第７条（以下、質問３においては「市案」という。）各号の文言は、国が示すガイドラインのどの部分とそれぞれ合致するのか

※　回答に当たっては、国のガイドラインと市案各号文言を結び付けた図表等の資料提出を求める

【回答】

条例案については、個人情報保護委員会が示した条文イメージを参考に作成している。
ガイドラインには、具体的な記載はないが、Ｑ＆Ａにおいて、記載がある。
第７条（１）この条例の規定を改正・廃止する場合
→Ｑ＆Ａ（行政機関等編）ｐ**22**　**A7-1-1**
Ａ７－１－１「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば、以下の場合が想定されます。

・ 定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
・ 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
・ 法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

なお、いわゆる「オンライン結合制限」や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは認められません。一方で、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 **26** 年特定個人情報保護委員会規則第 **1** 号）第 **7** 条第 **4** 項に基づき審議会等に意見を聴く場合等、法第 **129** 条の規定に関わらず、個人情報保護法以外の法令に基づき、審議会等に対し意見を聴くことは妨げられません。

（２）法６６条第１項（安全管理措置）に基づき講ずる措置の基準を定める場合
→**Q&A**（行政機関等編） **p23 A7-1-2**
（３）個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合
→**Q&A**（行政機関等編） **p23 A7-1-2**

Ａ７－１－２ 法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する「相当の理由があるとき」に如何なる事例が該当するか否かについては、これらの条項の法解釈に関する事項であり、法第 129 条に規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合」には該当しません。

Ｑ７－１－１の回答にある「運用ルールの細則」については、例えば、法令やガイドライン、事務対応ガイドに従いつつ、専門的知見に基づく意見を踏まえて、法第 62 条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第 65 条に基づく正確性の確保のための方策、法第 66 条に基づく安全管理措置の具体的手法、法第 69 条第 2 項第 1 号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用ルールを策定する場合が考えられます。

２　市案第 2 号の「安全措置に基づき講ずる措置の基準を定める場合」とは具体的に何を示すか

【回答】
「安全管理のために必要かつ適切な措置」には、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置及び外的環境の把握があり、それらの具体的な基準等を想定しています。

①「具体的手法」の文言が「基準を定める場合」に限定され後退

【回答】
資料の **P28** のとおり、法第６６条に基づく安全管理措置の具体的手法は、運用ルールの細則の例として個人情報保護員会が示したものです。

②漏えい等が発生した場合、実施機関の危機管理対応をチェックする機能を付与（新設）

ア　市案第 2 号に「並びに実施機関が対処した具体的措置の報告」を追記

イ 個人情報保護委員会報告及び本人通知以外に、運営審議会に発生件数、対応、原因及びその後の対策等を報告

ウ　実施機関に対し、よりチェック機能が働く

【回答】
内容が運営審議会への諮問事項を列記しているため、この条に報告事項を規定することは出来ない、また、別の条文で規定する場合でも、個別案件の報告は認められないとの個人情報保護委員会の見解を得ています。

３　市案と他の地方自治体の運営審議会の改正施行条例（案）は横並びか

改正個人情報保護法の趣旨は全国一律
（いわゆる「2000 個問題」の解消）　→　せめて県下統一を図るべき

※回答に当たっては、近隣自治体及び県下の同規模市（人口 14 万人以上）の運営審議会の改正施行条例（案）の条文を一覧表にした資料の提出を求める

【回答】

・条例案については、個人情報保護委員会が示した条文イメージを参考に作成しています。運営審議会への諮問事項については他自治体も当該条文イメージを基に規定している例が多いようです。別紙１のとおり。

・埼玉県に確認したことはありますが、改正法に基づき、自治体できめることであるため、県内の統一の規定を示すことはできないとのことでした。

４　改正個人情報保護法第 129 条の「審議会等への諮問」規定の影響

①改正個人情報保護法施行後の久喜市情報公開・個人情報保護審査会及び同運営審議会条例の取扱い

②上記（４ － ①）は市案に該当するか

【回答】

久喜市情報公開・個人情報保護審査会及び同運営審議会条例ともに法改正の影響を受けるため、設置根拠や所掌事務等を改正する予定です。

５　新たな審議会の所掌事務

改正個人情報保護法第 81 条に規定する存否応答拒否を審議会への報告義務（新設）

ア 改正個人情報保護法には、審議会等に対し報告する義務規定は置かれていない

イ 個人情報保護委員会によれば、事後的に審議会への報告を義務づけることは、改正個人情報保護法第 129 条との関係で妨げられないとしている

ウ 報告義務新設は「伝家の宝刀」として意義は大きい
実施機関の厳格かつ適切な運用を確保し、拡大解釈を防止

エ 審査会でも、報告は義務づけられていない

（参考）情報公開・個人情報保護の運用状況（「広報くき」から件数転記）

○各年度の情報公開請求の決定件数内訳　（単位：件、%）

年　度	公　開①	部分開示②	非公開③	計④	公開率①/④
令和元	33	25	7	65	50.7
令和２	31	37	13	81	38.2
令和３	37	23	17	77	48.0

○各年度の個人情報開示請求の決定件数内訳　　（単位：件、%）

年　度	開　示①	部分開示②	不開示③	計④	開示率①/④
令和元	2	5	1	8	25.0
令和２	6	6	0	12	50.0
令和３	3	11	4	18	16.6

【回答】

内容が運営審議会への諮問事項を列記しているため、この条に報告事項を規定することは出来ない、との見解を得ております。

なお、過去５年間の状況をみると、存否応答拒否による決定をした事例はない状況です。

質問及び意見

質問者：　　野村　祐輔　委員

資料３　論点ごとの「市条例対応の方向性」に対する質問及び意見

（質問）

論点④　21P の施行条例（案）第５条ですが、②および③の条文の意味が理解しづらいように思います。

文言通りに読むと、①は開示請求受付から 14 日以内の期限を明示し、②は期限 14 日からの延長期間 30 日ですから 14 日＋30 日以内と読め、延長期間を含んだ日数は 44 日となり③と同じ日数になります。規定理由②を読んでも、②と③は同じ 44 日の日数を言っているように感じます。

ただ②においては（事務処理上困難な場合）③においては（保有個人情報が大量の場合）と別々の理由が挙げられています。するともしかすると②は開示請求受付から 30 日以内と読むほうが正しいのかなとも思います。

開示請求から①14 日②30 日③44 日なのか、①14 日②44 日③44 日なのかにもよりますが文言を精査した方がよろしいかと思います。

【回答】

開示決定の期限につきましては、

①開示請求のあった日から１４日以内に開示決定をします。

②事務処理上、困難な場合は、１４日に対し、３０日を追加しての延長が可能となるという内容になります。したがいまして、最大４４日の決定期限となります。

③保有個人情報が大量の場合とは、②の延長を適用し、最大４４日まで延長したとしても、開示請求に係る保有個人情報のすべてについて開示決定を行うことが困難な場合を意味しています。

保有個人情報が大量の場合のため、開示決定等の特例により期限を延長する場合は、①の期限内に「特例を適用させる旨」及び「理由」、並びに何日以内に開示決定をする最長の期限を決めて請求者に通知します。

開示請求があった日から４４日以内に、相当の部分の開示決定を行い、残りの部分を①で決めた期間内に開示決定をするという流れになります。

特例を適用させる旨、理由、最大の期限を請求者に通知する

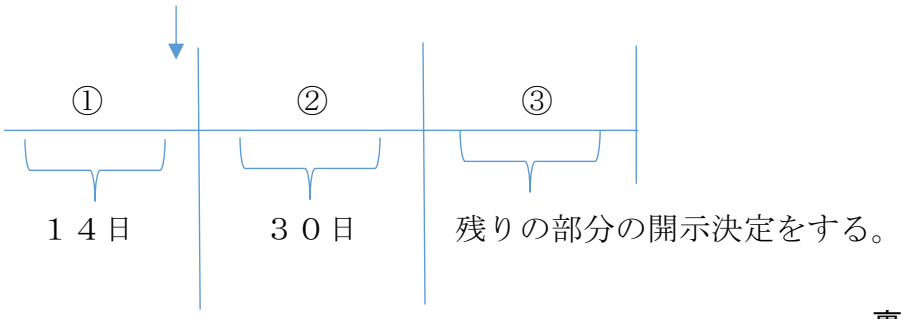

裏面あり

〈参考〉

個人情報保護法

第８３条（開示決定等の期限）

開示決定等は、開示請求があった日から３０日以内にしなければならない。ただし、第７７条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第８４条（開示決定等の期限の特例）

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から６０日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　この条の規定を適用する旨及びその理由

二　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

質問者：小宮山 哲夫　委員

■　その他の質問（改正個人情報保護法関係）

（質問１）改正個人情報保護法第 68 条漏えい等の報告の対応について問う

報告の期限は、速報は知ってから「速やかに（個々の事案によるが 3～5 日以内）報告しなければならない」（個人情報の保護に関する法律施行規則第 44 条及び第 45 条）となっているが、連休等に発生した場合の対応等をあらかじめ定めて置く必要

【回答】

万が一個人情報の漏えいが発生してしまった場合の個人情報保護護員会への報告については、法施行にフローチャートを作成し全庁的に周知する予定です。その中で連休時の対応についても検討していきます。

【論点④】本人開示請求等の手続きに関する規定　関連

（質問２）久喜市個人情報保護条例第 20 条（開示請求及び開示の特例）に規定がある「簡易な開示」について問う（資料３　18 ページ～関連）

１　実施機関及び請求者双方にとって有益（決定までの期間短縮）

〇個人情報の簡易開示（「広報くき」から件数転記）　（単位：件）

簡易開示名	令和元年度	令和２年度	令和３年度
職員採用試験	17	23	14
職員承認試験	1	2	5

２　改正個人情報保護法は書面が原則としつつ、法第 69 条第 2 項第 1 号の「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」を適用し、簡易な開示は可能としている

３　別途、改正個人情報保護法第 69 条に反しない範囲で独自の運用ルール策定が必要

（４　個人情報の保護に関する法律施行令第 22 条の本人確認書類には「個人番号カード（マイナンバ―カード）」）が含まれるが、久喜市長が保有する個人情報保護に関する規則第 14 条第 3 項及び市ホームページの個人情報の本人開示請求の方法には明示がない、含まれるのか）

【回答】

・マイナンバーカードは顔写真付きの公的機関が発行した証明書であることから、久喜市長が保有する個人情報保護に関する規則第 **10** 条第 **1** 項の「その他請求をする者が本人であることを証明するものとして市長が認める書類」に含まれると解しています。

・口頭による保有個人情報の提供については、法第 **61** 条の規定に従い、利用目的の特定を行った上で提供を行うか、あるいは法第 **69** 条の規定に従い、あくまでも臨時的に行うものとして、利用目的以外の目的により提供を行うか、いずれかによることが必要であり、それらを踏まえて運用ルールの策定を検討しています。

【論点④】本人開示請求等の手続きに関する規定　関連

（質問３）開示請求関係で、通知書に非開示事由に該当しなくなる時期を明示することの是非を問う（資料３18 ページ～関連）

１　非開示（部分開示を含む。）とした場合、通知書に非開示の理由とともに、あらかじめ提示可能な場合には、非開示事由に該当しなくなる時期を通知書に明示

２　請求者は、非開示決定を受けても、必要な情報を再度開示請求できる

【回答】

個人情報保護委員会が示している開示・部分公開に係る決定通知書の標準様式では、開示が可能となる時期の記載欄はありません。本市においても、当該標準様式を参考に制定するため、開示が可能となる時期の明示は行わない予定です。

（質問４）行政機関等匿名加工情報の提供等について問う

１　改正個人情報保護法第 5 章第 5 節に、行政機関等匿名加工情報の提供制度が新たに義務づけられていますが、当市は適用除外か

【回答】

地方公共団体のうち、市町村は当面は任意となっているため、今回の改正において規定しないと考えています。

２　当市も適用となる場合は、改正個人情報保護法第 119 条第 3 項（手数料）に地方公共団体も実費を勘案し、条例で手数料を定める旨が規定

３　その場合の手数料算出（積算）の根拠

①市の方針（注１）が公表されており優先か

積算の過程及び用いた数値は適切か

※回答に当たっては、算出根拠等の資料提出を求める。

（注１）「久喜市使用料及び手数料の見直し方針」令和 3 年 8 月改訂　財政部　財政課

【回答】

規定していないため、該当なし。

②あるいは、改正個人情報保護法施行令第 31 条に基づくのか

その場合、1 時間当たりの人件費・物件費の単価及び加工に要する時間の算出は適切か

※　回答に当たっては、算出根拠等の資料提出を求める

③電子マネー払いと値引き・・・電子立国に資し、貨幣扱いの煩わしさ解消

④激変緩和措置及び３年目途の見直し措置の導入

⑤近隣自治体等との均衡に配慮

近隣自治体及び県下の同規模市（人口 14 万人以上）との金額の対比

※　回答に当たっては、改正個人情報保護法における各市町の手数料一覧表の資料提出を求める

⑥財政課、企画政策課とのすり合わせた内容

【回答】

規定していないため、該当なし。

（質問５）久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会で発遣してきた答申の有効期限及び存置しなくなった場合の対策を問う

１　平成 22 年 10 月以後の答申は、改正個人情報保護法施行日をもって無効（効力失効）か

【回答】
お見込みのとおり失効します。

２　長期の継続的内容の答申で、改正個人情報保護法の規定（拡大解釈禁止）に該当しない場合どのような対応か

※回答に当たっては、下記を一覧表にした資料の提出を求める

ア 答申を時限的な短期のものと継続的な長期のものに区分

イ 有効及無効の区分

ウ 無効でも改正個人情報保護法で対応可能な場合は、該当条文及び適応箇所が分かるように

エ 仮に無効かつ改正個人情報保護法にも規定がない場合、答申発遣後の事績（件数、効果）を見極め、今後の対応策

【回答】
改正法と答申内容で個別に判断し、改正法の解釈のもとに運用をしていきます。
別紙２